

# 一般名処方に関する 取り組みについてのお願い

当院では、厚生労働省が推進している医薬品（院外処方箋含む）の一般名処方への取り組みを行っております。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さまに必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら職員または薬剤師までご相談ください。  
ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで、供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者さまに必要なお薬が提供されやすくなります。